

第3回 デジタルガバメントワーキング・グループ
議事概要

1. 日時：令和元年12月20日（金）10:29～12:01
2. 場所：合同庁舎第4号館11階共用第1特別会議室
3. 出席者：
 - （委員）高橋進（議長代理）、高橋滋（座長）、岩下直行（座長代理）、佐藤主光、南雲岳彦
 - （専門委員）川田順一、田中良弘、八剣洋一郎
 - （政府）大塚副大臣、田和内閣府審議官
 - （事務局）井上規制改革推進室長、彦谷規制改革推進室次長、森山規制改革推進室次長、小見山参事官、吉岡参事官、大野参事官
 - （ヒアリング出席者）国土交通省：池光総合政策局政策課長
国土交通省：林大臣官房建設流通政策審議官
国土交通省：高橋土地・建設産業局建設業課長
国土交通省：福田自動車局審議官
国土交通省：伊地知自動車局貨物課長
農林水産省：神谷水産庁資源管理部長
農林水産省：廣野水産庁資源管理部管理調整課長
農林水産省：安藤大臣官房広報評価課情報管理室長
経済産業省：中原経済産業政策局審議官（経済社会政策担当）
経済産業省：田尻商務情報政策局産業保安グループ保安課長
経済産業省：杉浦資源エネルギー庁エネルギー・新エネルギー部
新エネルギー課再生可能エネルギー推進室長
4. 議題：
 - （開会）
 - 1. 「行政手続コスト20%以上削減」に向けた各省取組のフォローアップ
 - ・重点分野「営業の許可・認可に係る手続」について（その1）
（国土交通省からのヒアリング）
 - ・重点分野「営業の許可・認可に係る手続」について（その2）
（農林水産省からのヒアリング）
 - ・重点分野「営業の許可・認可に係る手続」について（その3）
（経済産業省からのヒアリング）
 - 2. 新しい目標設定の在り方に係る検討の進め方について
 - （閉会）
5. 議事概要：

○高橋（滋）座長 それでは、時間となりましたので、第3回「デジタルガバメントワーキング・グループ」を開会させていただきます。

本日は、高橋議長代理にも御出席いただいております。ありがとうございます。

堤専門委員、濱西専門委員は御欠席でございます。

それでは、早速、議事に入ります。

本日は、議事の1つ目として「『行政手続コスト20%以上削減』に向けた各省取組のフォローアップ」について取り上げたいと思います。

具体的な議事に入る前に、平成30年度計測における行政手続コスト20%以上削減の全体像について事務局より御説明を頂戴したいと思います。よろしく申し上げます。

○大野参事官 お手元に参考資料1としてA3の資料がございます。こちらは「行政手続コストの削減状況」について、昨年度の計測値を取りまとめたものでございます。

下のほうに注1と書いてありますが、実際の計測は、それぞれの省庁ごとに計測時期を決めておまして、必ずしも年度末の数値を表したものではないことについて御留意いただければと思います。また、注5、注6に書いてありますが、一部の数字について、5年計画であるものについてはここから除かれております。

表の右下に7.01%と書いてありますが、これは平成30年度の計測値の全体でございます。もともと29年度は約3億2,000万時間ございました。30年度の計測値では7.01%の削減になっておまして、来年3月までにこの数字が20%を超すことが目標です。

どういったところが多いか、まず種類別で見ますと、営業の許認可が1億4,000万時間、この削減率は4%弱とかなり低くなっています。それから、社会保険が1億2,000万時間、これは前回、質疑がございましたが、9%程度の削減率でございました。この2つを合わせて全体の8割程度を占めております。

省庁別について申し上げますと、社会保険があります厚生労働省が3億2,000万時間の半分程度、国土交通省、本日、ヒアリングでございますが、これが全体で約9,000万時間弱、それに経済産業省、農林水産省、こういったところで9割ぐらいを占めているところでございます。

非常に大きなところとしては国土交通省の営業許認可、経済産業省、農林水産省の営業許認可、さらに社会保険というところがございます。こういったところについてまずはヒアリングしていただくことになっております。

年明けにおきましては、全体の行政手続コストは少ないのですが、達成状況が低いところについてはヒアリングを続けることになっている次第でございます。

以上でございます。

○高橋（滋）座長 どうもありがとうございました。

全体像を把握することは重要です。7.0%ということですが、初年度でございますので、去年から今年にかけてどれくらい削減したかということで、この倍を削減していただければ20%にいく、こういう話だと思います。まずは、順調な取組を実施していただいている

かどうかを大まかに確認したことになります。どうもありがとうございました。

それでは、本日は、重点分野「営業の許可・認可に係る手続」について、国土交通省、農林水産省、経済産業省から順番にヒアリングを行いたいと思います。

国土交通省に対しては、資料1-1のとおり、論点メモを事前に送付しておりますので、論点に対する回答について御説明を頂戴したいと思います。

お忙しいところ、恐れ入ります。10分程度で御説明を頂戴したいと思います。よろしくお願いいたします。

○国土交通省（池光政策課長） おはようございます。国土交通省でございます。

国土交通省は、今、御説明ございましたように、全体で9,000万時間弱ということであり、本日は、その大宗の部分になりますが、営業の許認可、とりわけ建設業、不動産業関係、トラック業の関係について現状の取組状況を御説明申し上げたいと思います。

まず、建設、不動産の関係からさせていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

○国土交通省（林建設流通政策審議官） 建設流通政策審議官の林でございます。

お手元にお配りしております資料1-2、A4横置きのパワーポイントの資料1-2（別添）を横に置いていただきながら、御説明させていただきたいと思います。

まず、資料1-2の2ページに4点の項目に係る回答を記載しております。①は、現在の削減状況、結果について、要因をどう考えているのかということでもございました。建設業の場合には許可が5年更新になっております。今、行政手続コストの計測の方法については、主に建設業の許可事務を實際担っていただいております行政書士の方々にアンケート調査を行うことで計測しておりますが、どうしても更新が5年に一遍しかございませんので、同じ業者を2年続けて計測することができないものですから、年によって若干の増減が出ているということかと思っております。

なお、こういった許可申請の手続に関しては、必要書類等の削減などを法令改正を行うことによって実現されていくと考えておりますけれども、今までのところはまだこうした制度改正が行われておりませんので、もし行政書士に対して同一業者を対象とした手続コストの計測が行われたとすれば、これは実際にはできないのですが、基本的には同じ程度の結果になっただろうと考えております。

②ですが、その上で、建設業の許可に係る行政手続コストの削減に向けては、許可申請時に提出を求めています書類の簡素化について検討を行ってまいりました。この検討に当たりましては、建設業の特性として、この許可制度を通じて不良不適格業者の参入を防いだり、建設工事の適正な施工の確保、あるいは建設業の健全な発展に資するという観点から許可制度は構築されておりますので、こうした観点から、要不要を検討し、精査を行ったということでもございます。

その上で、資料1-2の別添の下のほうにございますように、削減可能な許可申請書の添付書類等について検討を行っております。具体的には、下の青い箱に掲げてありますよ

うに、国家資格者等・監理技術者一覧表、これは技術者に係る情報を入手するために今まで提出を求めておりましたが、同一情報が入手できるデータベースができたこともありまして、これについては除外してもいいのではないかと。

また、営業所ごとに技術者などの専任を求めているものですから、営業所の所在を確認するために地図なども添付していただいておりますが、現状では、ネットを通じた地図情報などの確認によって代替することが可能ですし、また疑義がある場合には、後刻、立入検査などで確認することで足りるのではないかと。

また、営業所の専任技術者についてはその専任性を確認するための資料として住民票なども求めていたわけですが、必ずしも住民票によって正確に専任性が代替できているかというと、住民票を移さない場合もあるので、むしろ後刻、疑義がある場合には立入検査などによって確認することで代替して、事前には求めないこととしてはどうかと考えております。

これによって実現される時間量としての行政手続コストの削減量は、この後、アンケート調査によって把握しなければ正確なところはわかりませんが、必要書類の枚数ベースで手元で計測した限りでは、現在、この手の書類で求めている150枚の枚数が76枚程度まで、約5割削減できるのではないかと考えておまして、年度内に省令改正などを行いまして、必要書類の削減は実現したいと思っております。

このほかに、3ページを御覧いただきますと、資料1-2（別添）の中にも記載しておりますが、今、建設業の許可事務は大臣許可と県知事許可がありまして、大臣許可は出先機関で行っておりますけれども、出先機関への提出に対して都道府県を経由させておまして、この経由事務について、本年5月に第9次分権一括法が成立いたしまして、これを廃止することといたしました。また、本年6月、先の通常国会で建設業法等の一部改正法が成立いたしまして、その際に、事業承継についての規定を新設いたしまして、従前、相続等により事業承継が生じた場合に許可の空白ができるといった課題があったわけですが、そういったことがなくシームレスに事業が引き継げるという取組も行っているところでございます。

③については重複いたしますが、いずれにしても、こうした提出書類の削減効果については、事後に行政書士にアンケート調査を行うことでその効果について把握させていただきたいと思っております。

④の電子申請の検討状況についてでございますが、現在、こうした電子申請システムの在り方については検討しております。また、令和2年度の予算も、本日、閣議決定ですが、政府原案の中では、建設業の電子申請システムに係る基本設計やモデルシステムの構築について5000万円余の予算を計上させていただいております。この予算も活用させていただきながら、意見交換などを通じて実際に確認させていただきながらシステム構築を進めさせていただきたいと思っております。

私からの説明は以上でございます。

○国土交通省（伊地知貨物課長） 国土交通省自動車局貨物課長の伊地知でございます。

続きまして、トラックに関連する御説明を申し上げます。

まず、数字の件でございますが、資料1－4をごらんいただきますと、トラックを含む自動車運送事業に関して言えば約16%の削減が達成できたという形でございます、20%の目標に大分迫ってきたという状況でございます。

この取組といたしましては、特に申請書の様式などにつきまして、ホームページにおきまして、PDFではなくワードやエクセルといった形で編集可能な様式を掲載して、そのまま使えるようにしたとか、あるいは記入例の公開、そういったもので申請者等が利用しやすいように努めたというところでございます。

これを踏まえて、今後の取組でございます。昨年12月にトラック法の法律改正が行われまして、その一部施行が11月1日、今年あったのですが、その時にあわせまして、運輸局ごとに提出書類などのローカルルールがまちまちだったところを一回見直しまして、全国統一のような形で改めたというところでございますので、この効果がこれから現れてくるのだらうと思っております。11月1日に行ったばかりでございますので、最新の浸透状況、削減状況につきましては、現在、調査しているところでございます。

今後の見通しでございますが、前回お話しさせていただいたところでは、国土交通省オンライン申請システム、電子申請のシステムが導入されれば、またさらに削減がというところでございますけれども、省内の担当部門によりまして、令和3年5月をめどにこのシステムが導入されるという話になっておりますので、そのときにあわせまして、各種の手続のオンライン化を行う方向で考えております。

以上でございます。

○高橋（滋）座長 どうもありがとうございました。

それでは、ただいまの御説明につきまして、質疑をしたいと思いますのですが、いかがでしょうか。では、どうぞ、川田委員。

○川田専門委員 どうもありがとうございました。

建設業の許可・認可手続については、前回の行政手続部会で添付書類が非常に多いと指摘させていただいたところです。今回、許可申請書に係る添付書類を大幅に削減されたというお話でしたので、それはありがたいことと受け止めています。

一方で、前回の行政手続部会のときにも御質問申し上げましたが、国土交通省へ提出する決算報告書類については、会社法で定めるような計算書類とは別に改めて作り直さなければいけないという問題があります。もしそういう決算報告が必要であるならば、例えば、ほかの法律で提出を義務付けられている書類で代替する、つまり既に提出している書類でよいと思っております。その辺りの検討状況はいかがでしょうか。

○国土交通省（高橋建設業課長） 決算報告につきましては、建設業の特殊な経理が必要というところもございますので、今、求めている必要事項をなしとするのは難しいかと思っております。一方で、決算報告で求める書類の中で、国家資格者等・監理技術者一覧表

などは許可で求めている書類と同じものもございまして、これのウエートが決算報告の書類の中で2割ぐらいになりますものですから、まずはこちらを削減させていただきまして、全体としての削減目標が達成できるようにということで、先ほど林から申し上げましたように、年度内に省令等の改正作業を行ってということを考えております。御指摘については、建設業の経理をあらわすものとしてどういったものがあるかということについては引き続き検討させていただきたいと考えます。

○高橋（滋）座長 まず、決算書類については2割という具体的なお話をいただいて、それはどういう書類なのかを事務局に出していただきたいと思います。確実に2割、添付書類が減るということを証明していただきたいと思いますということと、更新許可についての御言及がありますが、更新許可の割合がよくわからない。新規の許可に対して更新許可の件数が何件ぐらいなのか、更新許可を減らしても新規のところは動かないわけですから、そういう意味では全体としてどうやっているのかという話がよくわからないので、そこは証明していただきたいと思いますということが一つ。

まだ御言及がないけれども、大きな時間数を要求しているのが、許可の届出もそうだったと思います。これは、かなり大きな時間数ですけれども、ここについての御言及がなかったのですが、ここはどうやって削減されるのでしょうか。

○国土交通省（高橋建設課長） 変更の届出につきましては、要は、許可のときに出している書類で変更されるものは変更の届出をしていただくという整理でございますので、許可の書類が削減されれば変更に係るものも当然連動して削減されることとなります。先ほど御説明申し上げましたように、許可の書類については半分に削減すると考えておりますので、伴って変更した場合に必要な書類についても、同じ割合で変更がかかってくるとすれば、同じような割合になるのかと考えております。許可に出している書類のうち、許可の期間は5年間ですので、間で何か変更があれば、その分、出してくださいということになりますから、どういう事項について変更が入るかということになりますが、当然、許可の書類と連動して同じような削減になると考えております。

○高橋（滋）座長 結局、新規許可と変更許可の割合が、更新許可の割合が出ないと、実際にどのぐらい減るかわからないので、そこはちゃんと説明していただきたいと思います。

ほかはいかがでしょうか。どうぞ。

○岩下座長代理 2点、質問させてください。

まず、先ほどの決算書類の件で、建設業の決算書類が一般的に利用されている決算書類とは異なるものが必要であるというところの具体的な内容というか、差分というか、これは一体何に起因するもので、どのような差分があるのかについて簡単にお話しいただきたいというのが第1点です。

第2点は、先ほど貨物自動車運送業等に関連するお話の中で、トラックの営業許可の許認可についてPDFをワードに変えたことによって大きな効果が得られたというお話がありました。具体的には、従来はPDFで出していたので、これを打ち出して手書きにしていたけ

れども、これをワードにして機械打ち込みにしたということなのではないでしょうか。それともワードにして入力して、それを電子的に送付するといったことによって削減できたのでしょうか。具体的に何をどうすることによって削減できたのか、PDFをワードに変えたことによってどんな効果があったのかということについて教えていただきたいのですが。

○国土交通省（高橋建設業課長） 建設業の特性といたしましては、最初に受注の段階では、例えば製造業と比べまして、工場とか、そうした資本を持っているわけではなくて、これから人の手配や資材の手配、そうしたものをしていくことによって工事を施工していく。また発注者との関係でも、当初の段階で前払金がいただけたり、中間の支払いがあったり、そうしたことになっていたりということ、それから、特に公共調達に生かすという観点でこの決算の関係の書類は大変重要で、経営事項審査とか、そういう観点で、より詳細なデータをいただいて、例えば利益の状況、借入れの状況、資本効率との関係、そうしたものをいろいろ分析させていただいているということがございます。ある意味、この会社に仕事を頼んでしっかりと工事が完成してもらえるのかどうか、完成自体を担保するような情報開示という面もございますので、そうしたところの公益とのバランスを考えていかなければいけないのかなと思います。

○国土交通省（伊地知貨物課長） トラックのほうでございますが、従来はPDFの形で公開しておりましたので、これを打ち出させていただいて、それを手書きにしてという形ではございました。今回行いましたのが、ワード・エクセルの状態ですぐそのまま書き込むことができるようにさせていただきましたので、パソコン上でそれができるといえることです。これと、さらに詳細な記入例の公開とセットで短くなったと思っております。

○高橋（滋）座長 自動車のほうはまた後に議論したいと思います。まず建設業のほうですが、電子システムのお話があったのですけれども、電子システムに合うように業務を変えなければいけない、そうしないと電子システムは使われないと思います。そこは徹底的に電子システムに合わせたように業務プロセスを変えていただくということによろしいでしょうか。

○国土交通省（高橋建設業課長） そこはおっしゃるとおりだと思います。今回、書類を5割削減いたしますので、電子システムを構築していく上でも、この削減された書類で効率的にシステムを設計して許可の受付事務が行えるように、それからまた、昨年、別の分権のほうで御指導いただいた経由事務の廃止も今度の4月からさせていただきますので、利便性を損なわないように、電子の状態ですべて申請できるように早急に検討して実施していきたいと考えております。

○高橋（滋）座長 法人認証基盤を使ったID・パスワード方式は考えていらっしゃるのでしょうか。

○国土交通省（高橋建設業課長） システム化に向けての検討は、先ほどお話ししましたように、来年度予算で取得してやってまいりますので、どういうパスワード方式がいいか、そうしたところについてもこの予算の中でしっかりと検討させていただきたいと考え

ております。

要は、申請制度を担保できるセキュリティーの問題だと思っておりますので、そこはどのようなやり方がふさわしいのか、そうしたところをよく精査させていただきます。

○高橋（滋）座長 電子署名とか、いろいろ難しい話をするとほとんど使われなくなりしますので、そこはIT戦略本部ともよく御相談していただければと思います。

建設業のほうはいかがでしょうか。何か論点が残ってれば、よろしいでしょうか。

では、自動車局のほうに移りたいと思いますが、それ以外に自動車局についてコメントございますか。

ワードとエクセルで20%削減というのは、何となく私、納得できないのです。20%削減できるという根拠はどういうところにあるのでしょうか。お示しいただければと思います。

○国土交通省（伊地知貨物課長） ワードとエクセルだけではもちろんございませんで、先ほど申し上げましたが、具体的に記入例の公開とのセットであったということと、また各運輸支局等から事業者に対してそれを使ってくださいということをお願いしたこともございまして、それも含めて全般的に削減されたと考えております。

○高橋（滋）座長 それは事業者にきちっと聞いて、具体的な計測結果として20%削減される、もしくはされた。

○国土交通省（伊地知貨物課長） 16%ですが、一応そういう形でございます。

○高橋（滋）座長 わかりました。

ほかはいかがでしょうか。オンラインの話ですが、何で後ろ出しになったのでしょうか。

○国土交通省（伊地知貨物課長） 後ろ出しというか、私どもも、自動車局独自のシステムを構築しているわけではございませんで、国土交通省全体のシステムの話でございまして、令和3年5月というめどが示されたのはつい最近ではございますので、我々としてはもっと早くできないのかと担当部門には申し上げております。

○高橋（滋）座長 オンライン化できない手続はあるのでしょうか。残ってしまう手続というのは。

○国土交通省（伊地知貨物課長） 基本的には、ほぼオンライン化できる方向だと考えておりますが、ただ、添付書類等でもしかしたらできない可能性もあるかもしれません。そこはこれから詳細に制度設計を詰めていきたいと思っております。

○高橋（滋）座長 総合政策局にお聞きしたいのですが、国交省全体としてこれが主要な手続であることを受けとめさせていただいて、これから確実に措置していただくことをさらにお願ひしたいのです。それとともに、国交省全体で営業の許認可について20%削減いただけるということによろしいのでしょうか。そこはきっちりお約束いただけるということによろしいのでしょうか。

○国土交通省（池光政策課長） その方向でやっておりますので、そういう目的についてはしっかり達成したいと思っております。

○高橋（滋）座長 調査・統計と労務管理について、これは今日の話ではないですが、や

はり時間もございますので、この段階で確実に実施していただけるということでよろしいでしょうか。そこも確認させていただきます。

○国土交通省（池光政策課長） その方針でやっております。

○高橋（滋）座長 では、この辺は事務局ともよく調整させていただきたいと思えます。

ほかはいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、時間になりましたので、このぐらいにさせていただきます。本日はどうもありがとうございました。引き続き何とぞよろしくお願いいたします。

（国土交通省退室・農林水産省入室）

○高橋（滋）座長 それでは、引き続き、重点分野（営業の許可・認可に係る手続）につきまして、農林水産省からヒアリングを行いたいと思えます。農林水産省に対しては、資料2-1のとおり、論点メモを事前に送付しております。論点に対する回答について御説明を頂戴したいと思えます。

本日は、お忙しいところ、ありがとうございます。それでは、10分程度で御説明を頂戴したいと思えます。

○農林水産省（神谷資源管理部長） 水産庁資源管理部長の神谷でございます。本日はよろしく願いたします。

論点に対する回答でございますが、まず、農林水産省全体としての取組状況でございます。農林水産省における営業の許可・認可に係る手続は4手続となっております。このうち、漁業法の都道府県知事の漁業の許可が農林水産省の総コストの約98%を占めております。

平成30年3月及び10月に都道府県の担当者に対しまして、行政コストの削減の要請を行いました。その後、状況を把握するため、平成31年1月に取組初年度の作業時間の調査対象県に対して調査を行うとともに、水産庁が要請いたしましたが、都道府県担当者の理解が進まなかったため、調査対象県において行政コストの削減取組が導入されず、残念ながら平成30年度につきましては、行政手続コストの削減が見られませんでした。

しかしながら、平成30年1月の調査結果を踏まえまして、本年4月、8月、11月及び12月に都道府県に改めて行政コストの削減の要請を実施いたしました。これに伴いまして、都道府県担当者の理解の醸成が図られ、このたび、調査対象県に対しましてヒアリング調査を実施いたしました。申請などの事前相談をメールで行うこと、申請書の電子ファイルをウェブサイトに掲載すること、添付書類にあっては、都道府県で把握可能な情報である漁船登録原簿の提出を不要としたことなどの取組が確認できまして、これらの結果、23%の削減が見込まれることとなっております。

現時点では、行政手続コストの2割削減はこれらの調査対象県に対しましては達成できておりますので、今後、作業時間が増加する要因がないことから、2020年3月までに全体の目標を達成することは可能であろうと我々は考えております。

次のページ、参考となっておりますが、取組初年度におきましては120時間を要しており

ましたのが令和元年度は92時間ということで、合計で見ても23%の減少となっております。内訳につきましては、申請書作成に係る事前相談80時間が60時間に、申請書の作成32時間が24時間に、申請書の提出8時間は8時間ということで変わっておりません。

最後のページになりますが、これは、都道府県知事の許可、その他いろいろ合計したものの取組初年度と取組2年度、平成30年度との比較表になっております。この時点においては削減率は0.15%でございました。

以上、まず手短ではございますが、状況を報告させていただきます。よろしくお願いたします。

○高橋（滋）座長 どうもありがとうございました。

全体のお話というのはなかったですか。

○農林水産省（安藤情報管理室長） 情報管理室長の安藤でございます。

農林水産省は4手続を持っておりまして、今、申し上げた漁業の許認可のところが大変ウエートが高くなっております。それ以外に、指定配合肥料の生産者及び輸入業者の届出、また、その廃止の届出、届け出漁業の届出、残り3つございますが、これらについても、事前の相談をメールで行うことなどで一定の削減は今の時点で見込んでおります。今申し上げたように、漁業のほうのウエートが大変高うございますので、今の説明で農水省全体としても目標が達成されると考えております。

○高橋（滋）座長 わかりました。どうもありがとうございました。

それでは、ただいまの御説明につきまして、御質問等があればお願いしたいと思います。いかがでしょうか。どうぞ。

○南雲委員 御説明ありがとうございました。

資料2-2の2ページ目の②に「都道府県担当者の理解の醸成が図られた」ということで、これは（1）から（3）に書いてあることが実際に実行されれば理論値として23%の削減が見込まれるという理解でよろしいでしょうか。つまり、実行されなければこの数字は実際のものとはならないという理解でよろしいでしょうか。

○農林水産省（廣野管理調整課長） お答えいたします。これは仮定の話ではなくてヒアリングでございますが、実施されていることでこういう削減が見込まれるということで書いております。

○南雲委員 ありがとうございます。

○高橋（滋）座長 どうぞ。

○佐藤委員 事務局に聞いたほうがいいのかもかもしれませんけれども、削減率の測り方は、多分、省庁によってそれぞれ事情が違うのでまちまちなのかなと思ったのですが、今回の削減のところは、都道府県担当者に聞いたのですか。それとも、申請した人たちが実際どれぐらい要したのかということについて調査したのでしょうか。見てみると、結構、1日8時間労働を前提にして何日かかったかという聞き方をしているような気がしたものですから。これは誰に聞いたのかというのと、サンプルがどれくらいあったのかというのが素

朴な疑問でした。

○農林水産省（廣野管理調整課長） サンプルの対象につきましては、平成29年4月21日付の行政手続部会の基本計画策定のための作業方針がございますが、必要となる事業者については数者を選定することが考えられるという考え方にのっとりまして、我々のほうとしては行政手続でございますので、都道府県にヒアリングしてやっております。本件につきましては、前から御説明していますが、具体的に詳細な中身を聞いたのは2県でございます。2県の考え方としましては、対象としている許可の種類が平均的な県、許可の件数が平均的な県の2つを選んで調査しております。それに沿って削減等の比較をしてきております。

○高橋（滋）座長 事務局、その理解は正しいですか。

○大野参事官 平成29年4月21日の方針におきましては、大規模なヒアリングやアンケート調査の実施までは求めない、また計測時に一定の仮定を置くことも許容するということは書かせていただいた上で、基本的には各省庁が判断するということではございます。

○高橋（滋）座長 私の理解では、事業者に聞けという話だったと思います。数者というのは、事業者に聞けという話ですね。手続を実施している県に聞けという話ではなかったように思いますが、そこはどのようなのですか。

○大野参事官 先ほどの件でございますが、正確には「各分野の主要な手続について、所管省庁が企業内部でどの程度の時間を要しているかを把握・計測し、公表する。その際、大規模なヒアリングやアンケート調査の実施までは求めない」と書いております。

○高橋（滋）座長 都道府県に聞いたのはいいのですが、都道府県はちゃんと事業者に聞いたのでしょうか。具体的に事業者が何時間、今までかかっている、それが何時間減ったということを都道府県が把握したという理解ですか。

○農林水産省（廣野管理調整課長） 我々としては、事務局とも相談しながら、都道府県に対してヒアリングや調査をかけて数字を出すということでさせていただいてまして、都道府県の内部でどうやっているかはまた改めて調査させていただきたいと思います。

○高橋（滋）座長 事務局は、それでいいと言ったのですか。前任者がそれでいいと言ったわけでしょうか。

○大野参事官 そこまでは把握しておりません。

○高橋（滋）座長 どうぞ。

○佐藤委員 私、経済学者なので、こういうのが気になるのですが、やはり当事者に聞かなければいけなくて、さっきの国交省の話は意外と素直で、行政書士ですけれども、手続にかかわっている当事者に聞いているというのが正しいと思います。あと一つ、調べたのは結局、2県なのですか。

○農林水産省（廣野管理調整課長） そのとおりです。

○佐藤委員 2県が代表的サンプルであるという理由が余りなくて、恐らく23%減ったのはたまたまその2県だったからかもしれないと、標本を抽出するときに、平均的な県を抽

出したまではともかくとして、その中において、抽出した2県が本当に平均的な人たちなのかどうかというのはよくわからないと思います。普通は数者を選んで、それである程度の平均値の見通しを立てるといほうが正しいので、例えばこの2者が大手だったら意外とすんなりいくとか、たまたまこの2者が零細だったら意外と時間がかかるとか、そういうケースが出てくると思うので、かなり会社の属性に左右される結果ではないかと思ったのです。

○農林水産省（廣野管理調整課長） お答えいたします。御相談しながら、数者ということに対して2者ということによってやってまいりましたが、過去との比較については同じところでやっていかなければ比較にならないので、2者でございますけれども、確におっしゃるような懸念もございます。我々としても、それ以外のほかの県に対しても、今回、削減の大きな要因になっておりますメールでの事前相談や様式のウェブサイトへの掲載等についてやっているかというのは確認しております。そこについてほかの県でも実施されていることを確認しておりますので、数値的な把握まではそちらは行っておりませんが、この手続全体として削減に向けての動きが進んでいるというのは確認してきているところでございます。

○高橋（滋）座長 それは代表的な県なのですね。

○農林水産省（廣野管理調整課長） はい。

○高橋（滋）座長 どういう意味で代表的なのですか。もう一度言ってください。

○農林水産省（廣野管理調整課長） 対象としました2県につきましては、各県によって許可の種類がいろんなものがありますので、その許可の種類について平均的な県が1つ、それから、許可の全体の件数について平均的な県が1つということで、そこは比較計測の対象としています。それ以外のところはそういうことについてもヒアリングしたということでございます。

○高橋（滋）座長 どうぞ。

○岩下座長代理 この全体の数字を見ますと、日本全体で1年間に100件ぐらいの漁業の申請の手続をしているということのようですね。それに対して各々の手続において、書類作成に係る事前相談の時間が80時間、これが60時間であるというお話ですが、逆に言うと、事前相談をずっと朝から晩まで8時間、10日間しているとは考えにくいので、実際には申請書作成に係る事前相談プラス書類を作っている時間が10日間であろう、それが7.5日に減ったのであろうと、そういう意味なのですか。それとも、実際にこれは相談しているのですか。この10日間に何をやっているのか、教えていただきたいのですが。

○農林水産省（廣野管理調整課長） その観点につきましては、先ほど申しました作業方針の中で、書類の作成・収集に要する時間に加えて、事前の準備（情報収集、相談）や、窓口への書類提出に要する移動、待ち時間等も含み得るとなっておりますので、おっしゃるとおり、日数的なもので計測しているという考え方でございます。

○高橋（滋）座長 何かございますか。どうぞ。

○川田専門委員 2つございます。回答によれば、調査対象県に対し調査を行ったということですが、調査対象県というのは幾つぐらいの県で、どの程度の事業者件数なのか、あらためて確認させてください。

また、事前相談の項目はどの程度あるのでしょうか。事前相談に80時間かけるというのは、我々の感覚からすると、ほかの省庁の事例と比べて大変多いという印象を持つのですが、どういった内容なのでしょうか。

○農林水産省（廣野管理調整課長） お答えいたします。今回の比較対象としている県につきまして、先ほども申し上げたとおり、2県について具体的な時間を把握して比較しております。ただ、先ほど申し上げたとおり、それ以外の県についても、今回の削減の対象となっているような行政コストの削減に資する取組はやっているということはあわせて確認しているところです。

2つ目の御質問でございますが、事前相談につきましては、書類の様式や、添付資料はどんなものが必要なのか、漁業ですので、どういう漁業を具体的にどこでやりたいのかというような口頭での相談なども含めております。いずれにしても窓口相談的なものも現在ではメールで相談できるようにするというところで、手戻りや誤解がないように行われているということでございます。

○高橋（滋）座長 どうぞ。

○佐藤委員 2県はわかったのですが、全体の手続、何件、100件なのですか。全国、年間で何件ぐらいの仕事だと思えばいいですか。

○農林水産省（廣野管理調整課長） 資料2-2（別添）を見ていただくと、初年度のところにございますが、手続の件数としては許可については11万1,410。

○佐藤委員 11万件ですね。

○農林水産省（廣野管理調整課長） はい。

○佐藤委員 11万件から2県はさすがに、それにしても無理があるかなと思ったのです。さっき調べたのは2県とおっしゃいましたね。2県で何者調べたのですか、件数として。

○農林水産省（廣野管理調整課長） 県から調査をかけていますので、者というのは、その県で出している許可の件数で、県がどのように具体的に事業者に対してヒアリングしたかというのは把握しておりません。

○高橋（滋）座長 今さら事業者に聞けという話にはならない。県に、事業者に対してどんなヒアリングしたのか、県において23%削減したということについて、どういう根拠でそのパーセンテージを確認したのか、確認していただけますか。それを事務局に出していただきたいと思います。

○農林水産省（廣野管理調整課長） わかりました。そのようにさせていただきます。

○高橋（進）議長代理 少し観点が変わりますけれども、事前相談にすごく時間がかかっているということを考えると、申請するときのフォーマットが、ここに書き込めばいいという感じになっていなくて、ひたすら文章を書かなくてはいけないようなフォーマットにな

っているのかという気もしないでもないのですが、このフォーマットは都道府県で全部違うのですか。都道府県ごとにばらばらなのでしょうか。農水省で統一したフォームを作られているのでしょうか。

○農林水産省（廣野管理調整課長） 許可に必要な情報というのは、漁業ですので、かなり共通部分はあると思いますが、地方分権の話もございまして、国としてこれでやれというのを示しているのはないところです。先ほども申し上げましたが、各県では申請のフォーマット等についてはウェブサイトに掲載するなどして、利用者がわかりやすく、作りやすくなるようにという取組は図られつつあるということでございます。

○高橋（進）議長代理 具体的にどういうふうにわかりやすくなっているかということについては、そこは農水省としては把握されていない。

○農林水産省（廣野管理調整課長） 具体的な申請のフォーマットをウェブサイトに掲載するなどしているのを確認しております。その中身は、おっしゃるとおり、申請書ですので、基本的には埋めていけばいいような形になっておりますし、添付書類としてもどんなものが必要というのともあわせて記載していると思います。

○高橋（滋）座長 分権の話が出たので、全体の話をお聞きします。農水省の共通サービスを作って、そこに地方公共団体を巻き込んでいくというお話だったのではないのでしょうか。漁業もそれに入っているのではないのでしょうか。

○農林水産省（安藤情報管理室長） 共通申請サービスについては、今年度から2年度かけてシステムを開発することとしております。その中で農業の関係の実際からやっていきまして、3年度以降、順次、自治事務を含めてオンライン化していく予定としております。その中で、BPR、今、おっしゃったような様式の共通化とか、そういうのを検討しながらオンライン化を進めていきたいと考えております。

○高橋（滋）座長 そういう意味では、漁業も将来的には乗っていく話なので、今の段階から共通化を考えていただきたい。別に分権と共通化は矛盾しません。保育所の就労証明書の取組で証明されています。要するに、自治事務だって共通基盤は統一できるのです。自治体が項目を選べるとか、いろいろなシステム基盤を作れば、自治事務だって共通基盤に乗っていくわけです。そういう意味では、今どき、そういうことを考えないというのは、申しわけないのですが、そこは取り組んでいただかないと。政府全体がそういう動きになっているので、そこは漁業のほうも御検討いただきたいと思うのですが。

○農林水産省（廣野管理調整課長） 失礼しました。誤解を与えたかもしれませんが、今後そういう方向に向けて漁業としても進んでいきたいと考えております。

○高橋（滋）座長 それは急いでください。

では、どうぞ。

○田中専門委員 先ほどの事前相談に10日間かかっているという点が気になるので確認させてください。待ち時間も含み得ることになっていたという話をされていましたが、そこでいう待ち時間とは、事業者が役所に行って実際に待機している時間を意味していたと思

います。ひょっとすると、事前相談をお願いしますと言ってから実際に事前相談が実施されるまでの期間も待ち時間に含めているのではないのでしょうか。

なぜかといいますと、1件当たり事前相談が10日間かかるということは、単純計算すると、年間11万件ですから延べ110万日かかっていることになります。47都道府県で110万日というのは現実問題として不可能だと思います。どう考えてもおかしいですが、事業者が事前相談をしたいと言って、担当者がでは10日後に、と言った場合の、その10日間を含めているのではないのでしょうか。

○農林水産省（廣野管理調整課長） そういう可能性もありますので、そこは確認させていただきたいと思います。

○高橋（滋）座長 では、副大臣。

○大塚副大臣 今の田中委員と同じ件を聞こうと思ったわけですが、80時間というのが仮に2割削減されて60時間になって、それでいいのですかと、こういうことだと思いますので、ちゃんと中身も精査してやっていただければと思います。

○高橋（滋）座長 取組としていろいろやられているのはわかるのです。しかしながら、積算根拠が余りにも不明なので、それでよしというわけには、私どもも受け入れかねるところがございます。そこは都道府県にお願いし、ほかの省庁が実施されているような形で行政手続コストを削減してどうなるかという話をもう一回お尋ねいただければありがたいと思います。いつまでにやっていただけますか。3月までなので、それがだめだったら、もう一回頑張ってもらわなければいけないという話もあるので、いつぐらいまでにやっていただけますか。

○農林水産省（廣野管理調整課長） 3月までというのは承知しておりますので、事務局と相談しながらなるべく早くさせていただきたいと思います。

○高橋（滋）座長 では、そういうことで、ほかの手続も同じで確実に実施してください。残り3つ、同じような形でしっかり事業者に聞いた上で、積算根拠を明確にして出していただければありがたいと思います。それも一緒にやってください。

あともう一つ、全体の評価はそちら様ですね。補助金と調査・統計が未達なのですが、これはついては20%をしっかりとやっていただけるということでもよろしいでしょうか。

○農林水産省（安藤情報管理室長） はい、同様に取り組んでまいります。

○高橋（滋）座長 では、そういうことで、先ほど言いましたように、全体として共通サービスの方向で措置していただけるとのことです。今から各手続についてBPRを実施していただいて、電子申請に合った手続内容にさせていただくことをお願いした、と思います。

ほか、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、ここまでとさせていただきます。農林水産省からは、今、御説明がございましたが、しっかりその実証をしていただくということだと思います。その方向でさらに取組を進めていただければありがたいと思います。したがって、この点をきっちりと今後もフォローさせていただきたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

す。

それでは、農林水産省の皆様、本日はお忙しいところをありがとうございます。引き続き何とぞよろしくお願いいたします。

(農林水産省退室、経済産業省入室)

○高橋（滋）座長 それでは、引き続き、重点分野「営業許可・認可に係る手続」について、経済産業省からヒアリングを行いたいと思います。

経済産業省に対しましては、資料3-1のとおり、論点メモを事前に送付しておりますので、論点に対する回答について御説明を頂戴したいと思います。

それでは、10分程度でお願いいたします。

○経済産業省（中原審議官） お時間をいただき、ありがとうございます。経済産業政策局の審議官の中原でございます。よろしくお願いいたします。

本日は、現在の経済産業省におきます行政手続コストの削減に向けました取組状況について御説明させていただければと存じます。

まず、資料3-2の1ページ目でございますように、事務局からは、営業の許可・認可分野におきまして、行政手続コストの削減目標時間が50万時間を超えるものは少なくとも含めて御説明申し上げるように御依頼を頂戴しております。

経済産業省におきまして、50万時間を超えるものは、事業用電気工作物の保安規程の届出、それから、いわゆるFIT、再生可能エネルギー発電事業計画の認定の2つでございます。マクロでこの2つを含んだ関係法令で経済産業省の営業の許可・認可分野の7割の時間を占めております。したがって、そのこの大どころをどう手当てするかというところでございます。

2ページをごらんいただければと思います。当省の許認可の分野における平成29年度のコストは1,858万5,260時間でございます。平成30年度末の削減率は5.96%となっております。20%削減目標は未達の状況でございます。また、平成29年度コスト全体の約4割を占める産業関連保安手続については、平成30年度末時点の削減率は1%でございます。FIT法関連の手続は全体の30%ぐらいを占めているわけですが、平成30年度末時点の削減率は2%でございます。一方で、本年度より手続の電子化システムが稼働することによって大幅な削減を達成するというようになっております。本日は、この2つの手続の電子化システムの取組状況について御説明させていただければと存じます。

まず、産業保安関連手続でございます。3ページにかけて記載しておりますので、御確認いただければと存じます。産業保安関連手続につきましては、現在、年間約25万件に及ぶ申請が全て紙で処理されている状況でございます。したがって、紙というところをどういうふうに電子的なものに持っていくか、相応の作業を要したわけでございますが、保安ネットと便宜上呼ばせていただきますけれども、産業保安・製品安全関連手続の電子申請システム、いわゆる保安ネットを開発してまいりました。

平成30年度末時点におきましては、まだ保安ネットの開発段階でありましたため、コス

ト削減効果が現れておりませんでした。保安ネットを開発いたしまして、それが完了しましたことから、12月2日に当省のホームページで保安ネットの運用開始についてという事前公表を行い、運用開始に向けた準備を着実に進めているところでございます。

特に大宗を占めます電気事業法に基づく手続につきましては、大手の申請者の方も含めて、全国的なシステム改修を行う方針を既に確定していただいております。来年の頭からは、まずは手続数がそれほど多くない四国、九州、沖縄といった地域からシステム改修を行い、運用を開始するというようにしております。他の地域につきましても、先行地域のシステムの運用状況等を見つつ、順次改修を進めてまいりまして、来年度早期には全体のシステム運用を開始する予定でございます。全国での運用開始によりまして、41.9%のコスト削減を見込んでいるところでございます。

それから、FIT法の関連手続について御説明申し上げます。3ページから4ページにかけてでございます。FIT法関連手続と言いますのは、昨年度はシステム改修を行ったため、削減率は低くとどまっておりましたが、今年度からシステム改修が行われたため、相応の効果が現れていると考えております。これに加えまして、操作マニュアルの修正、ホームページ内容のQ&Aの修正も行うといった申請者の御負担を軽減するような取組を進めてまいりました。その結果、今年9月末の時点でFIT法関連手続は19.8%の削減となっているところでございます。システム改修の効果の発現によりまして、今年度末は20%削減目標が確実に達成できるだろうと見込んでおります。

最後に、経済産業省におきましては、マクロの大宗を占める2つに加えまして、貿易管理、省エネ法の手続についても行政手続コストの削減の対象となっています。貿易管理、省エネ法の2つの手続がそれぞれ経産省の行政手続コストの1割を占めているところでございます。貿易管理につきましては、今年度末時点で40%近い削減を見込んでおまして、着実に取組を進めております。省エネ法につきましては、環境省の温対法の手続と共同でシステム開発を行っておりまして、この運用が開始されれば、40%に近い行政手続コストが削減される見込みとなっております。

このように、経済産業省としましては、着実に行政手続コストの削減に向けて取り組んでいるところでございまして、目標の20%を大きく超えまして、30%を超える削減を行うことを見込んでおります。また一方で、20%の削減を果たしていない手続もありますので、省内でフォローアップしてまいりたいと思っております。年度末に改めて御報告させていただければと考えております。

これにとどまらず、経産省としましては、昨年7月にデジタル・トランスフォーメーションオフィスを設置しまして、事業者向けの行政手続のデジタル化を積極的に進めようとしております。具体的には、新しい開発手法の導入とか、民間IT人材を登用するといったような取組を進めておまして、よりユーザー視点に立ったサービス開発を進めて電子化による官民双方の負担軽減を目指してまいりたいと思っております。

説明は以上でございます。

○高橋（滋）座長 どうもありがとうございました。

それでは、ただいまの御説明につきまして、質疑を行いたいと思います。いかがでしょうか。どうぞ。

○岩下座長代理 保安ネットのサイトを訪ねてみますと、これにはGビズIDが必要で、GビズID自体で利用できる行政手続はまだほとんどないわけで、これ自体の取得も4月からでしたか、もうできるようになっているのですか。マイナンバーカードがどれぐらい普及するかというのもいつも話題になりますが、今度、法人のほうでGビズIDがどれぐらい普及するのだろうかということと、実際にこの保安ネットが使われるかということは、リンクしていると思います。そこについての見通しはどうなっているのでしょうか。

○経済産業省（田尻保安課長） 私、経済産業省の保安課長をしております、保安ネット全体の担当の課長でございます。

お手元の資料3-2（別添1）が保安ネットの概要でございます。その裏をごらんいただくと、保安ネットの対象の電気事業法の主要2手続の概要とございます。先ほど中原のほうから説明申し上げたとおり、我々の25万件の手続のうち、実は電気事業法の主要手続の2手続が20万件ぐらいいを占めております。ちょっと細かいのですが、先ほどのオンライン申請がどれぐらいの率になるかということと関係するので御説明させていただければと思います。

電気事業法の手続につきまして、電気工作物というそれぞれの事業者が持っている電気製品の安全を守ってもらうために、事業者それぞれが保安規程というものを作って国に届け出るという手続があります。あと、専門家である電気主任技術者を配置せよということをしておりまして、その届出をせよということになっております。

ただ、専門家をそれぞれの設置者が全てそろえるのはなかなか難しいところもあります。外部委託承認制度がありまして、設置者が保安の管理の業務を全て委託して、その者が保安全体を見る電気主任技術者のかわりを果たすような仕組みになっております。電気保安法人または電気管理技術者と[A1]でございますが、こういったところに委託する。有名などころでは、関東電気保安協会とか、そういうイメージでございます。地域ブロックごとに1つずつあるようなところが委託を受けるということになっております。

実際、委託した契約書などを国へ提出して、それが承認されれば電気保安法人が安全の分野をやることになっていますが、事実上は、設置者が作成した承認の申請書を電気保安法人が代わりに提出しているケースが多くあります。

あわせて先ほどの保安規程の届出につきましても、同じように電気保安法人が代わりに提出しているケースがございます、全国の20万件の申請者のうちの8割から9割ぐらいが電気保安法人による申請とお考えいただければと思っております。したがって、彼らがやってくればオンライン申請率は非常に上がることになり、彼らをどう巻き込むかということで苦労してきたところもございます。

元に戻って表の面をごらんいただくと、今、申し上げたのが申請者側からの話で、大手

申請者でございます。さらに、電気の場合は、工場にある全ての電気工作物、発電機や受電設備全てのものについて届け出るようになっております。事業場ごとにそれを届け出ることになってはいますが、事業場は全国で90万ぐらいございまして、かつ、その事業者が複数の電気工作物を持っていれば、それぞれについてどんな設備であるか、どのぐらいの設備容量か、全てデータベースとして管理しなければいけなくなっております。

私どものほうでも管理するために、紙ベースのものについてはそれを打ち込んだりしていたのですが、そういうことも含めて、電子申請だけではなくて、我々受け手側、地方の産業保安監督部側での業務の改善にもつなげるために、中での承認や決裁の事務も全て電子化のシステムとつなげたりとか、先ほど申し上げたデータベースについてもこれとつなげまして、事業者側から出てきたものをそのまま私どものデータベースにつなげられるような形のをあわせて作っています。これをあわせて保安ネットと呼ばれているものでございまして、平成30年度から2年間かけて開発して、ようやくほぼ完成まで来ております。来年度からの保守・運用も含めて、5年間で16億円の予算もいただきながら、やらせていただいているという状況になっております。

したがって、非常に細かい、データ量の多いものでございまして、大手の申請者側もそれぞれデータベースを持っているものですから、そちらのほうとうまくつなげる作業が必要になってはいて、大手の申請者側にも若干システムの改修をお願いせざるを得ないという状況になってはいます。システム上はでき上がっているものの、相手側も改修するためのお金や時間がかかるというところもあって、全てが一斉に「用意ドン」ではなくて、件数の少ないような四国、九州、沖縄からスタートするというようになってはいます。それから数が非常に多い関東、近畿、中部も順次改修してやってもらうという状況です。

長くなって申し訳ないのですけれども、以上が全体像でございます。

冒頭の質問に戻りますと、大手の申請者側がIDをとってもらって電子申請をすれば、オンライン率は申し上げたとおり8割から9割ぐらいまでいくのではないかと思っております。彼らの協力が鍵になってはいて、今、そこを説得しながら、相手側のシステム改修のタイミングに合わせる場所もあるものですから、ばらばらとなっている場所もありますが、全国的にやるという方向性は皆さんに理解してもらって、順々にやっていくことになってはいます。そこが少し時間のかかる場所ではありますが、全てがついてくれば、8割、9割いくと想定しているところでございます。

○高橋（滋）座長 そうしますと、20%削減のためには、来年の3月までに全体のボリュームで25%ぐらいの地域が乗っていただけるという理解でよろしいでしょうか。

○経済産業省（田尻保安課長） 実は、先ほど申し上げた四国、九州、沖縄だけですと、そのボリュームには少し届かないことになってはいます。ただ、ほかのところも、今、順次お願いしているところではあります。3月までに必ずしもそれを全てお約束できる状態ではなく、お願いしてはいるのですけれども、タイミングが年度をまたぐ可能性もあって、来年度早期にはという言い方をさせていただきます。そこを私どもも必死に関係者

にお願いをして回っている状態になっております。

○高橋（滋）座長 どうぞ。

○経済産業省（中原審議官） 補足でございます。その意味では、私どもとしてはここまでできることは相応にやったと思っておりますので、後は、できる限りいろんな方に御理解いただいて、早くやってもらおうべくお願いしたいと思っております。今、座長の御指摘があったとおりになるように心の中では思っているのですが、どこまでできるかというところについては、最大限努力したい、そういう決意を述べさせていただきたいというところでございます。

○高橋（滋）座長 わかりました。ただ、すみませんが、ほかの役所に必ずやってくださいとお願いしていますので、そこは決意だけではなくて、逆算でぜひいろんなところに説得していただいていますので、確実にお願いしたいと思っております。そこはよろしいのでしょうか。

○経済産業省（中原審議官） 気持ちとしてはそういう心持ちでやりたいと思っておりますが、相手のある話でございますので、もちろどこまでできるかということはございませんけれども、最大限その努力をしてまいりたいと思っております。

○高橋（滋）座長 では、そこは達成を考えつつ、やりましょう。

次に、八剣専門委員がいらっしゃっていますが、前回、図面の話が出ていました。添付書類も完全に自動的にチェックできるようなシステムにならないとなかなか難しいと思うのですが、そういうこともできるということによろしいのでしょうか。

○経済産業省（田尻保安課長） その部分は、全て大きな画面で審査するというところまでは至っていないようでありまして、PDFで添付して送ってもらうことになっております。ただ、それも含めて、電子的には一応処理するような形でやっていると聞いております。

○八剣専門委員 先ほど保安ネットの中でも田尻さんの御説明がありましたけれども、データをつなぐという表現をされましたね。私が言ったのは、巨大なPDFの添付をやって、それをまた逆アセンブルで中身を見て人間が打ち込むのはばかみたいなので、そのオリジナルのデータをつないでしまえば簡単ではないかということを上申して、それをやれば添付書類も要らないのではないかというふうに提案したつもりです。

まだそこまでいっていないということであれば、それは構わないのですが、前の点で一点質問があります。保安ネットのシステムの考え方は非常にすばらしくて感銘したのですが、代理申請する側のインセンティブというか、メリットはデザインされていますか。お話を伺っていて、この人たちが積極的に、むしろ経産省に「いつシステムが使えるのですか。あしたからやりたいです」と並んでいなければおかしいように思うのですが、何でそれを説得しなければいけないのかがよくわからない。代理申請する側のメリットみたいなデザインがちょっと弱いということですか。

○経済産業省（田尻保安課長） 実は現状でも彼ら自身はデータベースを持っていますので、それをもとに、CSVに吐き出したものを紙と一緒にデータも持ってきてもらっていて、

そのデータを我々は毎日受け取って、我々のデータベースに使っているという現状です。今、人を介してそういうことをやっているというところがあります。その部分については、それはそれで今の紙ベースの中では最大限効率化したような仕組みができています。さらにそれに加えて、産業保安監督部に行く手間とか、そういうところのコストがなくなるメリットとして、今回、全てオンラインでやればということがございます。

したがって、それはそれで今のこの状態が完結して効率化になっているところもあるので、さらにこうやって自らお金をかけてシステム構築していくところに対して、今、それをお願いしているということがございます。そのインセンティブになれるように我々としても、電子化だった場合には処理期間を短くするような形でやろう、そういうことを内々には考えております。それをあわせて協会側と相談しながらやっているという状況になっています。

○八剣専門委員 そのインセンティブのデザインが物すごく重要だと思っていて、持っていきようによっては、並んで、いつからですかという状態になると先ほどの達成率にもかかわるのではないかと思います。

それから、先ほどの添付書類の件は、真意はそういうところですので、御検討いただければと思います。

○高橋（滋）座長 例えば申請料、手数料金はどうなっているのですか。ない、ゼロ。

○経済産業省（田尻保安課長） もともと紙ベースでも申請料はございませんので、単に紙ベースが電子ベースになるだけで、今後も申請料はございません。

○高橋（滋）座長 わかりました。

ほかはいかがでしょうか。どうぞ。

○岩下座長代理 先ほど九州、四国というような形で、せつかく来月から始まるのに、地域を限定して始めるわけですね。なぜですか。例えば関東をいきなりやってしまえば、3月までに相当な比率で上がる可能性はあるわけですが、そうできない理由はどういうところにあるのでしょうか。

○経済産業省（田尻保安課長） この3カ所はさほど手続が多くないところもあるので、まずそのところからスタートして、システム上、大丈夫かみたいな、そういうところを試したいというのがございます。保安協会ですら似たようなシステムを使っているものですから、まずそういうところからスタートしてみて、様子を見ながら、トラブルなどないか見ながら大きく広げていきたいというところもありまして、こういうところからスタートしていきたいという次第でございます。

○高橋（滋）座長 そうすると、事業者が渋っているのではなくて、お試し期間があるので、ちょっと3月まではという話なのですか。

○経済産業省（田尻保安課長） それは先ほど申し上げたとおりで、事業者側の準備がまだ整っていない。つまり、彼ら自身でのシステム改修が終わっていないというところがございます。保安ネット自身は、ほぼ作り上げているのはございますが、相手方に協力をお

願いするということと一部遅れてしまっています。

○高橋（滋）座長 例えば、いつまでに乗る、事業者の中でそういうことはっきりしていないのですか。今はだめだけれども、来年の6月には必ず乗りますみたいな意思表示をしている事業者はいないのでしょうか。

○経済産業省（田尻保安課長） それぞれの協会と個別に、お互いのシステム改修のタイミングと合わせてやっていこうというようなことでやっております。今、およそスケジュールリングも少しずつできていますから、中原が申し上げたように、来年度の早期の段階でそれが実現できるということで、6月を一つのターゲットとして具体的に言っているところもございます。ただ、少し進度の違いがあるということとございます。

○高橋（滋）座長 そういうのも教えていただかないと。頑張りますという精神論だと当方も心もとないので。

○経済産業省（田尻保安課長） もちろん個別に各協会と全てずっとやっているところとございます。後は彼らのスケジュール次第というところもありますが、早くできるようにしたいと思います。

○高橋（滋）座長 事務局にそこは具体的に、各事業者に対するどういう説得状況で、どういうふうに各事業者が意思表示しているのか、教えていただければありがたいです。

○経済産業省（田尻保安課長） わかりました。

○高橋（滋）座長 人数や件数が限られて、保安協会は6つか8つですね。県か。

○経済産業省（田尻保安課長） いや、違います。各ブロックです。

○高橋（滋）座長 ブロックですね。8つぐらいでしょう。

○経済産業省（田尻保安課長） 細かいことを申し上げますと、電気保安法人とは別に電気管理技術者というところにまた協会があるものですから、大手の数は8だけではないのですが、ある程度大手というのは固まっていますので。

○高橋（滋）座長 わかりました。では、それはぜひ事務局に出してください。

後は、省エネ法と温対法は40%、これも根拠を出していただかないと困ります。総体として省エネ法と温対法がなぜ削減できるか、具体の根拠をお示しいただければありがたいと思います。

それから、他の分野についても、補助金、調査・統計についても経産省全体として措置していただけるということによろしいでしょうか。そこは大丈夫ですか。

経済産業省について、ほかはいかがでしょうか。

時間も大分来てまいりましたが、よろしいでしょうか。

それでは、お忙しいところ、どうもありがとうございました。お時間が参りました。引き続き御協力のほどよろしくお願いしたいと思います。どうもありがとうございました。

（経済産業省退室）

○高橋（滋）座長 続きまして、議題2としまして「新しい目標設定の在り方に係る検討の進め方」について取り上げたいと思います。重要な課題でございます。20%以上削減の

取組のチェックを行いながら、来年の6月までに取りまとめを行うためには、計画的に審議を進める必要がございますので、本日、議題とさせていただきます。

まず、事務局から御説明を頂戴したいと思います。

○大野参事官 資料4「新しい目標設定の在り方について今後の検討の進め方(案)」をお配りしているところがございます。簡単に御説明させていただきたいと思います。

年度内にどういうことをやっていくかということでございますが、まずは、実情の把握等が必要ではないかと思っております。これまでの取組の検証として、今まで20%削減に向けたチェックということでやっておりますが、そのチェックというのは今後の新たな目標を検討する上でも必要となってくる前提と思っております。これまでの中でも様々な手続がありまして、今後どういう形で削減するのか、今どういう状況にあるか、様々だったかと思えます。これまで主要な4省庁についてヒアリングを行いましたけれども、年明け以降も、ボリューム的には少ないですが、削減状況の低い省庁についてヒアリングを行っていく予定にしております。

それから、これまで低いところが中心だったわけですが、優良事例についてヒアリングする手もありかと思っております。ある意味、先ほどの保安ネットも優良事例の一つのような感じでもありますが、そういったことについても御要望等があれば探してくることも考えているところがございます。

行政手続コストの20%削減ということがありますが、国税と地方税につきましては、行政手続コストの削減ということではなくて電子申告率が数値目標となっております。こういったことについてもヒアリングすることがあるかと思っている次第でございます。

こういった状況を把握することに加えまして、政府全体としてのデジタルガバメントの推進の取組についても把握することが当然必要と思っております。実は、本日、デジタル・ガバメント実行計画が閣議決定されると聞いておりますので、そういったことについても理解を深めることが必要かと思っております。

さらに、事業者ニーズの把握、これは3年前にかなり詳細に聞いておりますので、新たにどの程度聞く必要があるのか、漫然と聞いてもしょうがないと思いますが、こういったことについてもある程度進んだ段階でお話を聞く場面が必要になってくるのではないかと。

それから、これからの手続コストの把握につきましては、電子申告率が非常に大きな核となりますので、事務局として把握していくことを考えている次第でございます。

その他として、御提案等があれば、御提案いただければと思っております。

こういったことで実情を把握した上で、新しい目標について審議に入っていくということかと思っております。年度内と決めているわけではないのですが、一定の段階で新しい目標設定の在り方の考え方等について仮決定を目指していく。仮決定というのは、そういったものを示した上で各省庁あるいは事業者団体等からヒアリングするという意味での仮決定です。

具体的にどこまでやるかということについては、前回の行政手続部会の関係で言います

と、削減対象については事業者の作業時間とすべきではないのか、取組期間を原則3年とすべきではないのか、定性的な目標でなくて数値目標を設定すべきではないのか、そういったことの論点整理が行政手続部会では考え方として示されております。

そういった枠組みを作った上で、来年度以降、20%の結果を検証する。あわせて、先ほどの考え方について各府省ヒアリングしていく。その上で、最終的な取りまとめを目指していく。そういった形で進めていってはいかがか、お示しさせていただいているところでございます。

具体的なスケジュールにつきまして、当面ということでございますけれども、たたき台を書いております。本日の議論あるいは今後の日程調整等によって変更はあり得るところでございますが、来年の1月中旬には、引き続き20%以上削減に向けた取組についてヒアリングするというにあわせて、政府全体の取組についてヒアリングできないか。第5回についても、引き続き20%以上削減、これ以外にも地方自治体への展開や、書式・様式の統一等の話もございまして、そういったことが入ってくるのではなかろうかと思っております。さらに、年度内に2～3回開催して、今、申し上げたようなことについて検討していくことを考えている次第でございます。

以上でございます。

○高橋（滋）座長 どうもありがとうございました。

それでは、ただいまの御説明につきまして、質疑をお願いします。どうぞ。

○佐藤委員 20%達成された後の話なのですが、削減率について各省庁の測り方にばらつきが見られるので、20%達成されないうちは、多少いいかげんでも、まあ、いいやというのはなきにしもあらずなのですね。正確にはかったって、どうせ達成できていないに決まっているから。でも、農水省とか20%達成されましたと言って、実はふたをあけてみたらというケースが出てき得るわけです。ですので、調査の仕方、削減率の測り方の統一、特にヒアリングというとき、申請する当事者にちゃんとヒアリングすることが原則だと思います。ある程度のサンプル数を確保することが原則だと思います。全申請者のうちのある程度の割合というのが、最低限、1割でも2割でもあると思います。そういうある程度代表的なサンプルがちゃんと採れているかどうかということも問われてくると思うので、そのあたり、精緻化というか、確認したほうがいいと思います。

全体を見ていて、量的な目標としては20%をさらに上乘せさせるということもあっていいと思いますが、実は内閣府の一体改革推進委員会でもこれが最大のボトルネックになっています。地方自治体が出てきたときに、介護事業の事業者の報告書とか、書面とか、あれもローカルルールが結構多いのです。それと窓口業務であるとか、いろんな各種申請とか、自治体が絡んでくるといろんなところでローカルルールがあるので、このあたりをできるだけ標準化できるかどうかは次のチャレンジになってくる。今日、座長がおっしゃっていましたが、地方分権と標準化は別に矛盾しませんので、できるだけ申請手続は標準化させていく、そういったところに力点があってもいいのかと思いました。

○高橋（滋）座長 どうぞ。

○南雲委員 今の御指摘と重なるところもありますが、測定の方法がまだまだ改善の余地があるだろうと思います。まるっと20%というところで始まったところはいいと思いますが、ブレークダウンが必要である。単価を下げるもの、ボリュームを下げるもの、単価もボリュームも両方下げるもの、その区分けがないまま20%を示されても、どういう効果を生んでいるのかよくわからない。

それから、そういうことを測定するコストが非常にかかるものもあると思います。でも、そういうものに関しては一気にデジタル化する。つまり、デジタル化率のほうでカバーするというような、補完的なKPIの設定も考えるべきである。

それから、コストが下がるということは、最終的にはエンドユーザーの満足度が上がる場所につながっていなければいけないので、そういうところをどうやって担保するのかということについてもよく話し合う必要があると思います。

KPIの設計に至っては、一つは原価計算、もう一つはサービスデザイン、この2つの専門領域を持った人の参画がないと恐らく本当のところにとどり着けないと思うので、これは事務局によく考えていただいたほうがいいのかと思います。

それから、声を拾うに当たって、基礎自治体は将来的には絶対カバーしなければいけない領域なので、基礎自治体の声はしっかりとるべきだということと、事業者だけではなく、本当のエンドユーザーである個人の声も拾う必要があると思います。

そういったもろもろのノウハウをチェックリストにするとかして省庁間でぶれないようにする。原理原則は何なのかということについてよく考えなければいけない。毎回こういうところで詰めをやる作業ではなくて、システムチックに迫っていくというような対応を考えるべきだろうと思います。

最後ですけれども、どこかのタイミングで、透明性を担保するという意味で、どういうふうに数字をとってどういう結果だったのかという開示は絶対必要になってくると思うので、タイミングも含めて検討の余地があると思います。

以上です。

○高橋（滋）座長 どうもありがとうございます。

では、どうぞ。

○岩下座長代理 1点だけ。先ほどの事務局からの御説明はよくわかったのですが、事業者ニーズの把握は3年前にやっているからいいだろうというお話がありました。ITの世界では、変化している世界ととまっている世界がありまして、普通の世界は大体3年たつとムーアの法則でコストが4分の1ぐらいに減るわけです。環境が全く変わります。3年前と今とでは全然要件が違ってくる可能性があります。一方で、特に行政が多いのですが、とまっている側は3年前と今も何も変わっていないという話になってしまうことが多いです。そうすると、3年前に必要とされていたものと今必要とされるものとは結構違う可能性があるのですが、そこのニーズの把握を3年前にやったのとは違えて、もう一回しっかり把

握する必要があるかなと、詳細な全体のヒアリングをもう一回やり直す意味ではありませんが、その差分は意識する必要があるだろうと思います。

以上です。

○高橋（滋）座長 いかがでしょうか。

○八剣専門委員 先ほどありましたが、削減率の開示は全くされていないし、される予定もないのですか。

○大野参事官 削減率と申しますのは個別のということでございますか。20%削減の最終結果をどのような形でオープンにするかということについては、これから検討することかと思っております。

○八剣専門委員 削減率の開示は物すごく重要なのではないか。最後におっしゃいましたが、それで大分、個人を含めていろんな意見が出てくるような気がしますけれども、意見だけです。

○高橋（滋）座長 良い御指摘です。我々自身の説明責任の話もありますので、この作業結果をどうやって公表するのか、これからしっかり議論していきたいと思います。どうもありがとうございました。

それから、ちょっと気になるのですが、20%削減の検証ですけれども、検証しようにも、過去の事業者コストを正確に測っていないときにどうやるのだという話があります。計測手法を精査したとしても、来年以降の削減はそういう精査ができるのですが、過去からの削減について後追的には精査できないように思います。削減の作業を精査するのだったら、そこは少し工夫が要る。どうやって精査するのかということは検討しなければいけないと思いますので、それが必要だということであればやりますし、ラフなところは、来年しっかりどのぐらい削減できるかの計測を実施してくれ、ということを実施するかどうか、そこら辺は事務局ともよく相談させていただきたいと思います。

新しい目標の設定の在り方についてはいかがでしょうか。どんな感じで作業していくか、この段階で思いつくことがあれば、お願いします。地方の話はいろいろと指摘されましたが、私自身は、各手続のBPRを全部洗い出してもらうことが必要なのではないかと思えます。措置済みのものは例外としていいですが、電子化に合わせて各省の作業をどうやって変えてもらうのか、これはトータルで見直すことが必要なのではないかと思えますので、そこは事務局ともよく相談したいと思えます。

ほかはいかがでしょう。何かあれば、よろしいでしょうか。

○大塚副大臣 今、各委員の先生方から御指摘いただいたことを全てもっともだと思って受けとめております。特に測定のあり方は今後しっかり考えていかなければ全く意味のない作業をあちこちで繰り返すことになります。また、規制改革を地方に広げていくことも見据えて、チェックリスト化をすべきという話があったのですが、これは私も事務方にとずっと言っていることであります。こういう会議の場で一々議論しなくても、そのリストを見て各部局あるいは省で取り組めば、しっかり目的が達成されるというフォーマットを決

めていかなければ、いつまでたっても全体改善しないということです。この作業は知恵と時間が必要かもしれませんので、しっかり事務局にも取り組んでもらいたいと思っています。

以上です。

○高橋（滋）座長 どうもありがとうございました。

それでは、ここまでとさせていただきます。本日いただいた御意見を踏まえまして、新しい目標設定のあり方について検討を進めていきたいと思えます。なお、実際の運営に当たっては、計画的でありつつも、柔軟な対応を心がけていきたいと思えますので、よろしくをお願いします。

本日の議題は以上でございます。

最後に、事務局から何かございますか。

○大野参事官 次回の日程につきましては、後日連絡させていただきます。

以上でございます。

○高橋（滋）座長 それでは会議を終了いたします。本日は、どうもありがとうございました。